

「指定介護老人福祉施設」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1278700412 号)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

社会福祉法人 九十九里ホーム

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 九十九里ホーム
(2) 法人所在地 千葉県匝瑳市飯倉 2 1 番地
(3) 電話番号 0 4 7 9—7 2—1 4 0 0
(4) 代表者氏名 理事長 井 上 峰 夫
(5) 設立年月 昭和 2 7 年 5 月 2 5 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・令和 6 年 1 月 1 日指定
千葉県 第 1 2 7 8 7 0 0 4 1 2 号
(2) 施設の目的 介護老人福祉施設サービスの提供
(3) 施設の名称 特別養護老人ホーム太陽の家
(4) 施設の所在地 千葉県匝瑳市春海 6 3 8 7
(5) 電話番号 0 4 7 9—7 2—2 0 4 1
(6) 施設長（管理者）氏名 はやし きくえ 林 喜久枝
(7) 当施設の運営方針 「家庭的な雰囲気を出しつつ自立支援に取り組む」の実践
(8) 開設年月 令和 6 年 1 月 1 日
(9) 入所定員 5 0 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋です。（ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
2 人部屋	1 室	1 室 27.8 m ²
4 人部屋	1 2 室	1 室 32.7 m ² ～34.9 m ²
合 計	1 3 室	
食 堂	1 室	54.8 m ²
機能訓練室	1 室	84.0 m ² 平行棒、マット訓練台
浴 室・脱 衣 室	1 室	42.7 m ² 一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1 室	27.93 m ² (看護職員室兼用)
静 養 室	1 室	10.6 m ²
面 接 室	1 室	18.0 m ²

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項：居室内でトイレを使用する場合は、ポータブルトイレを使用させていただきます。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数	指定基準	備 考
1. 施設長（管理者）	1 人	1 人	
2. 介護職員・看護職員	20人以上	19.4人	
3. 生活相談員	1人以上	1人	
4. 機能訓練指導員	1人以上	1人	
5. 介護支援専門員	1人以上	1人	
6. 医師	1人以上	1人	
7. 栄養士	1人以上	1人	

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	早番勤務： 7：30～16：30 普通勤務： 8：30～17：30 遅番勤務： 9：30～18：30 夜間勤務： 16：00～ 9：30
2. 看護職員	普通勤務： 8：30～17：30
3. 機能訓練指導員	毎週1日勤務： 10：00～12：00

☆日曜日は、上記と異なります。

※ 診療日、診療時間は医師の都合により変更になることがあります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）＊

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に基づいた額が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00～8：30 昼食： 12：00～12：30 夕食： 17：20～17：50

②入浴

- ・入浴を週2回以上行います。やむを得ない場合のみ清拭を行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。この場合において、特に異性（介護職員及び看護職員を除く。）から見られることがないよう配慮します。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

介護保険一割負担金

要介護度	負担額 （基本料金）	日常生活継続 支援加算	個別機能訓練 加算Ⅰ	看護体制加算		夜間職員配置 加算Ⅰ	合計単位
				Ⅰ	Ⅱ		
要介護1	589	36	12	6	13	22	678
要介護2	659						748
要介護3	732						821
要介護4	802						891
要介護5	871						960

介護保険負担割合証で2割・3割の表示の方は合計単位数がそれぞれ2割・3割負担となります。

加算（介護度に関係なく適用時に算定）

加算名	単位数	加算
初 期 加 算	30/日	入所後 30 日間のみ加算
療 養 食 加 算	18/日	病状等に応じて主治医より、疾患治療の手段として発行された食事箋に基づき、療養食が提供された場合に加算
看 取 り 介 護 加 算 I 1	72/日	死亡日以前 30 日以上 45 日以下
看 取 り 介 護 加 算 I 2	144/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
看 取 り 介 護 加 算 I 3	680/日	死亡日以前 2 日又は 3 日
看 取 り 介 護 加 算 I 4	1280/日	死亡日
介護職員処遇改善加算（I）	1 ヶ月につき合計単位×14%が加算されます。	

看取り介護加算は、医師が終末期であると判断した入所者様に家族の同意を得て行う。

〔自己負担金〕

部屋タイプ	区 分	第一段階 (生活保護受給者)	第二段階 (年金収入等 80 万円以下)	第三段階① (年金収入等 80 万円超 120 万円以下)	第三段階② (年金収入等 120 万円超)	第四段階 (課税対象者)
多 床 室	居住費(滞在費)	0	430	430	430	915
	食 費	300	390	650	1,360	1500

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく 1 日あたりの利用料金は、下記の通りです。（契約書第 17 条、第 19 条参照）

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額（1－2）	246 円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。（食材料費及び調理費）

料金：1 日あたり、1、500 円。

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。（酒を含みます）

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,500円

③立替等のサービス料

- 床屋や医療費、薬代等の受け取り及び料金の立替。
- 管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預貯金通帳
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、保険証関係 他 ご相談の申し出による。
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。
 - ・保管管理者は預貯金の預け入れ及び利用料等の引き出しを行います。
 - ・保管管理者は出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。
- 利用料金：1か月当たり 1,000円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：無料

i) 主なレクリエーション行事予定

	行 事 内 容
1月	1日ーお正月（お祝いの料理をいただき、新年をお祝いします。）
2月	3日ー節分（施設内で豆まきを行います。）
3月	3日ーひなまつり
4月	上旬ーお花見（施設の庭にある桜の木の下でお花見をします。）
5月	5日ー端午の節句
7月	7日ー七夕
8月	上旬ー夕涼み会
9月	中旬ー敬老会
12月	下旬ークリスマス会

ii) クラブ活動

書道

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。希望があれば、複写物の交付を受けることができます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただく場合があります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金は、介護報酬額と同額とします。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに窓口で現金にてお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	九十九里ホーム病院
所在地	千葉県匝瑳市飯倉21番地
診療科	内科、整形外科、形成外科、呼吸器科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科

②協力医療機関

医療機関の名称	守医院
所在地	千葉県匝瑳市椿1268
診療科	内科、整形外科、形成外科

①協力歯科医療機関

医療機関の名称	小西歯科医院
所在地	千葉県匝瑳市飯塚920

6. 緊急時の対応等

(1)状態急変時の対応

状態急変時、発見者は速やかに看護職員へ連絡します。連絡を受けた看護職員は、状況状態を確認の上、24時間体制で次の対応を行います。

- ① 施設の嘱託医師又は協力病院の医師へ連絡し、指示を仰ぎながら必要な処置を行います。
- ② 家族及び関係職員の連絡、報告を行い、必要な対応を行います。
- ③ 施設の嘱託医師又は協力病院の医師は、必要に応じて関係医療機関との連絡、連携を行います。

(2)事故発生時の対応

安全管理体制担当者：相談員

- ① 事故発生時、発見者は速やかに看護職員及び生活相談員へ連絡します。
- ② 連絡を受けた看護職員は、状況状態等を確認の上、施設の嘱託医師又は協力医療機関へ連絡し指示を仰ぎ、必要に応じて受診等行います。
- ③ 施設の嘱託医師又は協力病院の医師は、必要に応じて関係医療機関へ連絡します。
- ④ 生活相談員及び看護職員は必要な情報について、速やかに家族等へ連絡すると共に施設長へ報告します。
- ⑤ 報告を受けた施設長は、状況状態に応じて、市町村や保険会社等関係医療機関へ連絡します。
- ⑥ 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ⑦ 施設は、この記録に基づいて、委員会等により検討・検証を行い、事故等の再発防止に努めます。
- ⑧ 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3)非常災害の対応

① 非常時の対応

- ・別途定める「特別養護老人ホーム太陽の家消防計画」に沿って対応を行ないます。

②近隣との協力関係

- ・九十九里ホーム病院と連携し、相互の防災協力関係を行ないます。また、地域の消防団との連携及び連絡体制を整えます。

② 非常時の訓練等防災設備

- ・別途定める「特別養護老人ホーム消防計画」に沿って年3回以上（内1回は夜間又は夜間想定訓練）実施します。

・スプリンクラー	有	・防火扉	有
・自動火災報知器	有	・非常通報装置	有
・誘導灯	有	・避難用スロープ	有

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第14条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 平成27年4月1日以降特養へ入居した場合、要介護度が2以下になった時点で「特例入所の要件に該当しない場合」。② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第15条、第16条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の前日までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について *（契約書第 19 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 246 円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 18 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として 400 円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

8. 残置物引取人（契約書第 21 条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）を、身元保証人が特段の事情がなく引き取りにこず、必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合は、身元保証人に引き渡すものとします。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は身元保証人にご負担いただきます。（契約書第 21 条参照）

9. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 宮内 秀明 電話 0479-72-2041

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8:30～17:30

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7428 受付時間 9:00～17:00
千葉県高齢者福祉課	高齢者虐待や施設介護等に関する電話相談 電話番号 043-221-3020 受付時間 土日・祝日・年末年始を除く月曜から金曜 8:30～17:15
匝瑳市役所 福祉電話相談	所在地 千葉市匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2 電話番号 0479-60-2578 受付時間 毎日・24 時間対応
旭市役所 福祉電話相談	所在地 千葉市旭市二の 2132 番地 電話番号 0479-62-5308 受付時間 土日・祝日・年末年始を除く月曜から金曜 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム太陽の家

説明者 職名 生活相談員

氏名 宮内秀明 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

身元保証人 住所

氏名 印 (続 柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建 耐火

(2) 建物の延べ床面積 1、992.6㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

〔短期入所生活介護〕

令和 6年 1月 1日指定 千葉県1278700420号 定員8名

〔通所介護〕

令和 6年 1月 1日指定 千葉県1278700404号 定員20名

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員……………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行ないます。3名の利用者に対して1名の介護職員(看護職員含む)を配置しています。

生活相談員……………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活指導員を配置しています。

看護職員……………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員……………ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

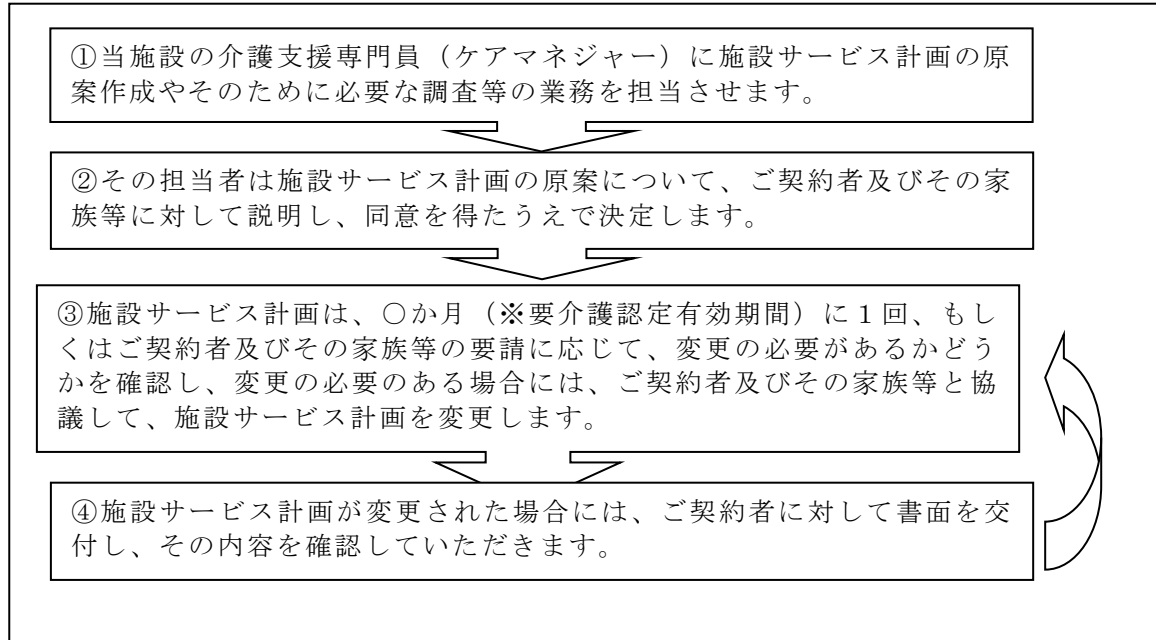
介護支援専門員……………ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師……………ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日常生活必需品（身のまわり品）

(2) 面会

面会時間 8：30～17：30

※来訪者は、必ずその都度面会者名簿にご記入下さい。

(3) 外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき246円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内、敷地内は禁煙です。

6. 損害賠償について（契約書第11条、第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

